

通 知 預 金

ご利用いただける方		個人のお客さま、法人のお客さま
預 入	期 間	据置期間7日
	方 法	一括預入となります。
	金 額	50,000円以上
	単 位	1円
払 戻 方 法		据置期間経過後はいつでも一括払戻ができます。ただし、払戻2日以上前までに払戻の通知が必要です。
利 息	適 用 金 利	店頭表示の利率を適用します（変動金利）。また、店頭表示利率は原則毎月1回（第一月曜日）変更します（金融情勢の変化により、市場金利の水準が著しく変更されるなど、相当の事由がある場合には、第一月曜日以外にも利率を見直すことがあります）。
	利 払 頻 度	解約時に一括支払いとなります。
	付 利 単 位	10,000円
	計 算 方 法	1年を365日として日割り計算します。
	計 算 期 間	預入日から解約日の前日までの期間とします。
税 制 上 の 取 扱		個人のお客さま…分離課税（税率20%）又はマル優 ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 法人のお客さま…総合課税又は非課税
据置期間中の解約		預入日時点の普通預金利率を適用します。
預金保険制度		預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。）
金利情報の入手方法		窓口でお問い合わせください。
当行が契約している 指定紛争解決機関		全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

（平成28年1月現在）